

廃棄時

🚚 リユース業者のみなさまへ

リユース業に関する 環境関連法パンフレット

～さらなるリユース促進のために～

リユース業を営んでいく上で、盗品等の売買の防止を目的とした「古物営業法」や消費者保護を目的とした「特定商取引に関する法律」「消費者契約法」など、遵守すべき様々な法律があります。

これに加えて、廃棄物の適正処理と環境保全・資源循環を目的とした「廃棄物処理法」「家電リサイクル法」等を遵守する必要があります。

リユースは、「循環型社会形成推進基本法」の基本原則において、リサイクルよりも上位に位置づけられている重要な取組です。

法を守って、適正なリユース業を目指しましょう。



こんなとき、どうしてますか？

- ？ お客さんからリユースできない品物の引き取りを頼まれた…引き取っていいの？
- ？ お客さんから昔販売したテレビの引き取りを頼まれたときは？



買取時をチェック！

- ？ 海外にも販売したいけど、輸出って自由にやっていいのかな？



販売・保管時をチェック！

- ？ 売れ残りを処分したい。処分してくれる業者さんにごみを渡すだけでいいのかな？



廃棄時をチェック！

！「廃棄物」は、法律で定められた取扱いが「リユース」品と大きく異なります

「廃棄物」は、廃棄物処理法を始めとする各種関連法の対象となり、法に則った取扱いを行う必要があります。

廃棄物に該当するか
否かを判断する基準

廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきもの」とされています。

廃棄物について分からないことがあれば、営業を行う地域の市町村の廃棄物担当にお問い合わせください。

廃棄時①

リユース品 全般

売れ残りを廃棄するときは産業廃棄物として処理委託契約を締結し、産業廃棄物管理票を交付しなければなりません

廃棄する売れ残りは産業廃棄物に該当するため、産業廃棄物収集運搬許可業者、産業廃棄物処分許可業者のそれぞれと処理委託契約を締結しなければなりません。

また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、運搬処分及び最終処分が適切に行われたことを確認する必要があります。

※詳しくは営業を行う地域の都道府県にお問い合わせ下さい。



廃棄時②

家電4品目

売れ残りを廃棄するときは、
家電リサイクル法に則って処理しましょう

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目が売れ残った場合は、次のように家電リサイクル法に則った方法で処理しましょう。



- 家電リサイクル券を貼付して「指定引取場所」へ自ら運搬する
- 家電リサイクル券を貼付して産業廃棄物収集運搬許可業者に「指定引取場所」までの運搬を委託する

廃棄時③

小型家電

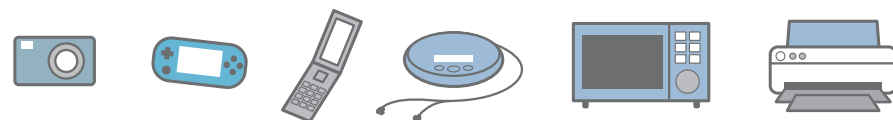
売れ残りを廃棄するときは、
適正なリサイクルに協力しましょう

小型家電リサイクル法の対象製品を廃棄するときには、小型家電リサイクル法によって国に認定された事業者（認定事業者）、又は、リサイクルを適正に実施できる事業者に引き渡すよう努めましょう。

この場合、「廃棄時①」の処理委託契約の締結、産業廃棄物管理票の交付が必要です。

小型家電製品の例

デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機、電話機、MD プレーヤー、CD プレーヤー、電子レンジ、ファクシミリ、プリンタ、炊飯ジャー、ホットプレート、掃除機…



平成26年3月31日発行

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 リサイクル推進室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-3581-3351(代表) FAX 03-3593-8262

URL <http://www.env.go.jp/recycle/circul/>
<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/>





買取り時

買取り時①

リユース品全般

リユースショップは、基本的に廃棄物を引き取ることはできません

一般家庭から一般廃棄物処理業の許可なしに、廃棄物を引き取って収集・運搬・処分することはできません。買取りできないものについては、お客さんに市町村のごみ収集にだすよう案内してください。

お客さんから「買取れないのであれば処分してほしい」と依頼されたら…



引き取って収集運搬費用または処分費用を請求した。



一般廃棄物処理業の許可がないために引き取れないことを伝え、市町村のごみ収集に出すよう案内した。



※ただし、例外となる場合（下取りの商習慣や家電4品目など）もありますので、詳しくは営業を行う地域の都道府県や市町村にお問い合わせください。

買取り時②

家電4品目



自らが過去に販売した家電4品目が廃棄物になった場合は引き取って家電メーカーに引き渡す義務があります

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（家電リサイクル法対象4品目）については、自らが販売した製品が廃棄物になったときに引き取りを依頼された場合には、家電リサイクル法に定められた小売業者（リユースショップを含む）の義務として引き取って、家電メーカー（指定引取場所）に引き渡さなければいけません。

この場合に自ら収集・運搬を行うときは、廃棄物収集運搬業の許可は不要です。収集運搬を他者に委託する場合は、産業廃棄物収集運搬許可業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託しなければいけません。

❗ 収集・運搬時のフロン漏出防止

引き取った廃棄物を運搬する場合には、エアコン等の冷媒として使用されたフロンの漏出防止に努めなければなりません。

過去にテレビを販売したお客さんから、「捨てたいので引き取って欲しい」と依頼があったら…



年式等を確認するとリユース品として買取ることはできなかったため、引き取ることを断った。



家電リサイクル法に定められた小売業者の義務として引き取り、リサイクル料金と収集運搬料金を支払ってもらって、家電メーカーに引き渡した。



※ 料金、家電リサイクル券については、[販売・保管時②](#)を参照。

詳しい情報は家電製品協会のホームページをご覧ください ▶▶ [家電リサイクル](#) [検索](#)



販売・保管時

販売・保管時①

リユース品全般

リユース品の輸出、輸出業者への販売時には関係する法令を確認しましょう

リユース品の輸出は、輸出先で確実にリユースされることを確認する必要があります。

また、自らが輸出する場合だけではなく、販売先の業者が不適正な輸出を行っていないかも確認することが推奨されます。

電気・電子機器の場合は「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」を確認しましょう。

※使用済み電気・電子機器の輸出については、通電の確認等リユース目的の輸出であることを証明するための基準が示されています。

中古品判断基準に関する詳しい情報は、環境省報道発表資料「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について（お知らせ）」をご覧ください ▶▶ [中古品判断基準](#) [検索](#)



販売・保管時②

家電4品目



家電4品目の買替え時に使用済み品の引き取りを依頼された場合は引き取る義務があります

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（家電リサイクル法対象4品目）は、リユース品の販売時に使用済み品の引き取りをお客さんから依頼された場合には、家電リサイクル法に定められた小売業者の義務として引き取らなければなりません。「リユース品にならない」ことを理由に拒否することはできません。



引き取った使用済み品は、家電リサイクル券を貼付して家電メーカー（指定引取場所）に引き渡さなければなりません。

- メーカーが定めたリサイクル料金を支払ってもらい、家電リサイクル券を貼付して、家電メーカー（指定引取場所）に引き渡してください。
- 家電リサイクル券の写しは、1枚を消費者に引き渡し、1枚を3年間、店舗に保管しなければなりません。
- 家電リサイクル券について分からないことがあれば、「家電リサイクル券センター」にお尋ねください。
- お客さんに支払ってもらう収集運搬料金は店舗に掲示してください。

詳しい情報は家電製品協会のホームページをご覧ください ▶▶ [家電リサイクル](#) [検索](#)

販売・保管時③

リユース品全般

商品は適切に保管しましょう

以下のような収集・保管が行われている場合は、廃棄物として判断されることがあります。リユース品であること、商品であることが明らかであるような適切な保管をしてください。

- 屋外保管、乱雑な積み上げ等
- 雨天時の幌無しトラックによる運搬



詳しい情報は家電製品協会のホームページをご覧ください ▶▶ [家電リサイクル](#) [検索](#)